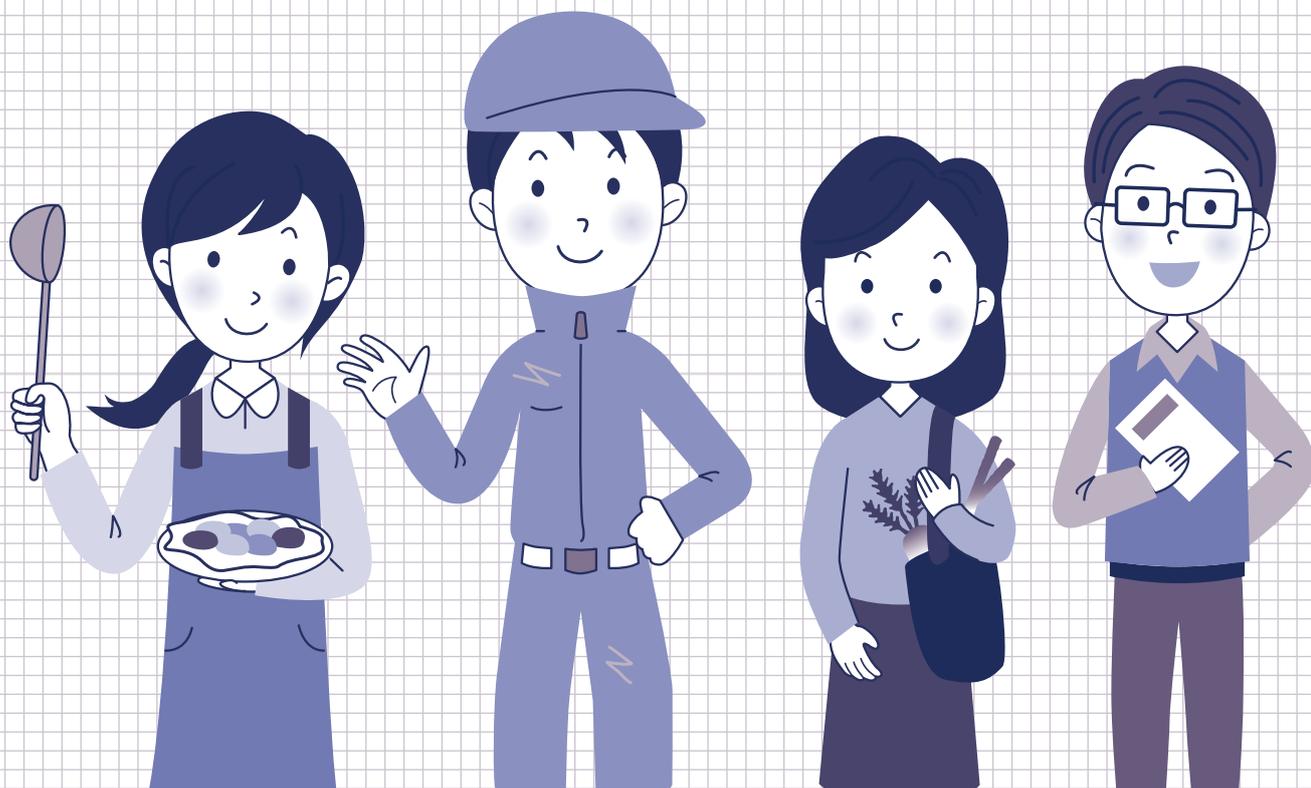


日本生協連の 生協総合賠償責任保険制度

【生産物賠償責任(PL)保険】【リコール保険(生産物回収費用保険)】【個人情報漏えい保険(法人情報漏えい担保特約条項付帯)】

保険期間 | 2018年4月1日16時～2019年4月1日16時

申込締切日 | 2018年2月23日



3つの
ポイント!

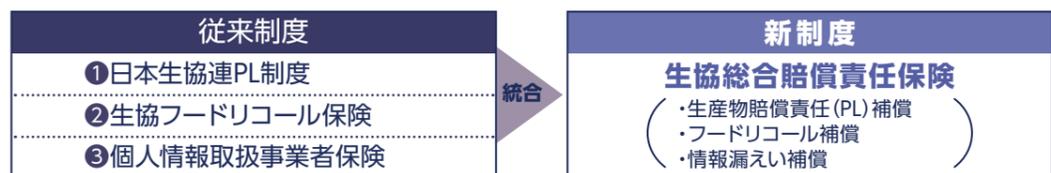
- 1 PL・フードリコール・情報漏えいの3つのリスクに対応できます。
- 2 日本生協連の団体制度であるため、一般でご加入されるよりも割安な保険料を適用しています。
- 3 今日的なリスクに備える観点から補償内容を拡充しています。

生協総合賠償責任保険制度

生協総合賠償責任保険制度の構成図

従来個別に分かれていた各種賠償責任保険制度のうち、

①日本生協連PL制度 ②生協フードリコール保険 ③個人情報取扱事業者保険 が
2016年よりひとつの制度に統合されています。



補償

①生産物賠償責任(PL)補償 ②フードリコール補償 ③情報漏えい補償

※上記3補償はセットではなく、加入する補償を任意で選択することが可能です。

①生産物賠償責任(PL)補償

適用約款

賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款

●日本国内において、加入者が生産、供給した商品について、その商品が原因で(その供給商品の保管・管理が原因で)、他人の身体を害したり(対人事故)、財物を損壊したことにより(対物事故)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者(補償を受けることができる方)が被る損害を補償する制度です。他人の身体への障害(対人事故)または財物の損壊(対物事故)が保険期間中に生じた場合に保険金をお支払いします。但し、自動車等輸送した商品や生協の施設内でテナントが販売した商品は対象から除きます。また、加入者が会員生協・会員事業連合会の子会社の場合は、会員生協・会員事業連合会に供給した商品のみが対象となります。

補償内容

- ①支払限度額: 対人1名 1億円/1事故かつ保険期間中 80億円(※)
対物1事故2,000万円/保険期間中 …… 1億円(※)
※保険期間中の支払限度額はPL補償契約全体での共有限度額となります。
初期対応費用 1事故 …… 200万円
(ただし、対人見舞金・見舞品については被害者1名あたり10万円限度)
訴訟対応費用 1事故 …… 200万円
- ②免責金額: なし
- ③特約: 食中毒休業補償(任意付帯)

保険料(年間)

補償事業高(直近の決算に基づく)1千万円当り38円

●2017年度決算が確定していない場合は、2016年度決算に基づいた補償事業高に基づき保険料を算出します。
●保険期間中の補償事業高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告頂いた補償事業高が把握可能な最近の決算の補償事業高に不足していた場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますので、ご注意ください。

- 中途加入の場合、月割の計算となります。
- 新規・更新・中途加入いずれの場合も、1加入者あたりの最低保険料は2,000円となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度に加入している場合は、事業連合からの仕入売価分についても除きます。(右上図ご参照)



●商品が原因で食中毒事故が発生し、訴訟を起こされた

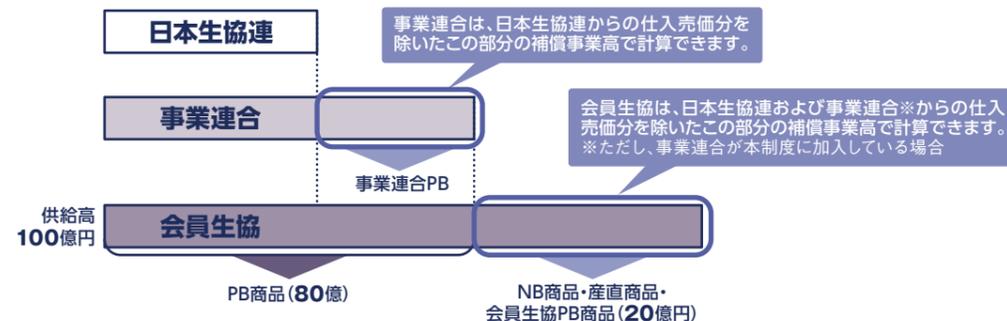
補償事業高とは

保険料のお見積りにあたって

- 保険料算出の基礎となる値は供給高ではなく「補償事業高*」となります。
- 補償事業高は、会員生協・会員事業連合とも日本生協連からの仕入売価分を除きます。また、会員事業連合が本制度にご加入された場合は、会員事業連合からの仕入売価分についても除くことができます。
- よって、日本生協連・会員事業連合がご加入された場合は、会員生協の保険料負担が軽減されるというメリットがあります。

*フードリコール補償については食品補償事業高になります。

例 供給高100億円の会員生協で、日本生協連および事業連合からの仕入売価が80%の場合



●計算例

- 1 供給高100億円(直近決算)
(うち日本生協連・事業連合からの仕入売価80億円の場合)
- 2 補償事業高20億円
(100億円-80億円=20億円)

※生協子会社が加入する場合は、会員生協・会員事業連合会への供給高が補償事業高となります。

お支払いする保険金の種類

- ①法律上の損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ②賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ③求償権の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用(支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。)
- ④引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤事故発生時の応急手当等の緊急措置費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑥初期対応費用…この保険の対象となりうる事故が発生した際に下記の初期対応を行うために被保険者が支出した社会通念上妥当な費用
 - ・事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用
 - ・事故現場の取り片付け費用
 - ・被保険者の役員・使用人を現場に派遣するために必要な交通費、宿泊等の費用
 - ・通信費
 - ・事故が他人の身体への障害であるときは、その事故について、被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用(ただし、1事故において身体への障害を被った者1名につき10万円を限度とします。)
 - ・引受保険会社の同意を得て支出した新聞等へのお詫び広告掲載費用
 - ・その他上記に準ずる費用
- ⑦訴訟対応費用
 - ・万が一訴訟になった場合、応訴のために被保険者が支出した社会通念上妥当な社内的費用(事故の再現実験費用、意見書・鑑定書作成費用、加入者の使用人の深夜残業等に対する超過勤務手当等)

【例】

- 対人事故: 販売した食品の生協における保管状況が悪かったため、購入し食した組合員家族が具合を悪くして通院された
- 初期対応費用: 販売した商品が原因と思われるお怪我をされた組合員を訪問した際に、遠方だったため、交通費と宿泊費がかかってしまった

保険金のお支払い方法

- 上記①の損害賠償金については、その額をお支払いします。支払限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- 上記②～⑤の費用は、実額をお支払いします。ただし、②については、損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- 上記⑥⑦の費用は、それぞれの支払限度額の範囲内でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような場合は、保険金をお支払いできません。
- ①保険契約者・被保険者の故意
 - ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
 - ③戦争・変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議
 - ④地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
 - ⑥生産、供給した商品自体の修理・交換費用
 - ⑦リコール費用
 - ⑧日本国外で発生したPL事故
 - ⑨効能または性能に関する不当または虚偽の表示に起因する損害
 - ⑩汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、賠償責任について排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)
 - ⑪石綿、石棉の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害
 - ⑫核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性による損害等

①生産物賠償責任(PL)補償

食中毒休業補償特約(オプション)

補償内容

●下記(1)～(3)のいずれかの事由によって営業(供給事業)が阻害または休止されることによって支払期間中に被った損失(「喪失利益」および「収益減少防止費用」)に対して保険金をお支払いいたします。

- (1) 営業施設(店舗・配送センター・事務所等)における食中毒または特定感染症※の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限り)ます)
- (2) 営業施設にて製造・販売・提供した食品等に起因する食中毒の発生。(所轄保健所長に届出のあったものに限り)ます)
- (3) 営業施設が食中毒、特定感染症※の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置。



●食中毒事故により、供給高が減少した

※特定感染症とは、平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されているものうち、本保険で対象となる感染症の総称です。同法で規定されている一類感染症、二類感染症、三類感染症がこれに該当します。

補償金額(保険金額)の決め方

保険金額は、「約定支払期間※1中における営業利益(事業剰余金)※2と付保経常費(事業経費)の予想合計金額(保険料算出基礎数字)の2倍です。

$$\text{補償金額(保険金額)} = \frac{\text{営業利益(年間分)※2} + \text{付保経常費(年間分)}}{\text{保険料算出基礎数字}} \times \text{約定支払期間係数} \times 2$$

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
約定支払期間係数	10/365	15/365	20/365	1/12	3/12

※1 約定支払期間: 事故発生について保健所への届け出があった日または保健所等による消毒などの措置が行われた日から被保険者の営業収益が事故の影響のない状態に回復するまでの期間を設定します。約定支払期間は、事故が発生した場合に営業停止期間がどの位になるかを考慮して、「10日」、「15日」、「20日」、「1ヶ月」または「3ヶ月」のいずれかから選択していただきます。

※2 営業利益(事業剰余金)がマイナスの場合は0(ゼロ)とします。

約定支払期間別保険料表

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	3ヵ月
保険料算出基礎数字/千円あたり保険料	0.37円	0.28円	0.28円	0.18円	0.09円

(計算例) 保険料算出基礎数字1億円、約上支払期間1ヶ月の場合 100,000千円×0.18円/1,000円=18,000円

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような場合は、保険金をお支払いできません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた損失
 - ② 戦争、暴動、騒じょう、労働争議中の破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱により生じた損失
 - ③ 地震、噴火、津波、高潮または洪水により生じた損失
 - ④ 強迫または恐喝等の目的を持って行われる被保険者の営業に対する妨害行為により生じた損失

等

生産物賠償責任補償制度と合わせてご加入ください。

お支払いする保険金

(1) 保険金を支払う損失

保険金を支払う損失は、喪失利益と収益減少防止費用です。

① 喪失利益

事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益※1および付保経常費※2をいいます。

+

② 収益減少防止費用

支払期間における営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間中に支出された必要・有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。

※1 営業利益とは、営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。→ 営業利益=営業収益-営業費用
 営業収益: 加入依頼書に記載された補償事業高によって定める営業上の収益
 営業費用: 供給原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に関する費用

※2 付保経常費とは、事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用となります。(「経常費」といいます。)

(2) お支払いする保険金

① 喪失利益についての保険金支払額

$$\text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$$

収益減少額: 事故発生直前12ヶ月のうち、支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。
 利益率: 直近の事業年度(1年間)の数値を用いて、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合(このマイナスの金額を「営業損失」といいます。)、次の※の算式により算出された割合とします。

$$\text{※利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

支払期間の開始日: 保険金の支払期間は、「保健所その他の行政機関による消毒等の措置」が休業の直接の原因となった場合はイの日から、それ以外の場合はアの日から始まります。
 ア. 食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出が行われた日
 イ. 保健所その他の行政機関による消毒等の措置を行う連絡があった日

支払期間の終了日: 次のいずれか早い日に終了します。
 ① 営業収益が事故の影響のない状態まで回復した日
 ② 加入者証に記載された約定支払期間を経過した日

② 収益減少防止費用についての保険金支払額

次の算式により算出された額となります。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。なお、営業利益及び経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{(\text{営業利益} + \text{付保経常費})}{(\text{営業利益} + \text{経常費})}$$

ご注意

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき公正な調整を行うものとします。

③ お支払いする保険金の限度

保険金を支払う喪失利益と収益減少防止費用の額がこの保険の保険金額を超える場合は、この保険の保険金額をもって限度とします。

②フードリコール補償

適用約款

生産物回収費用保険普通保険約款

●フードリコール補償(リコール保険)は、生産物(食品)のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者(補償を受けることができる方)が負担する諸費用を補償します。



●商品に異物が混入していることが発覚したために回収することになった

加入コース

	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
支払限度額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
信頼回復広告費用	支払限度額の内枠払			
コンサルティング費用				
在庫品廃棄費用	200万円(支払限度額の内枠払)			
縮小支払割合	90%			
免責金額	なし			
約定支払限度期間(*)	1年間			

(*)P.8の用語の意味をご参照ください

対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物(食品)を対象とし、容器などの他これに付随して提供される総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

保険金をお支払いする主な場合

自生協がリコールの実施主体となる場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

- ①次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること。
 - a. 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
 - b. 法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

次の法令により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコール

- 食品衛生法、食品表示法(下表に掲げる表示事項について、「食品表示基準」に従った表示がされていないことにより実施するリコール)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

【表】

名称、保存の方法、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地、アレルギー、トコフェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組換え食品に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、上記のほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項

- c. 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)
- d. 食品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)

- ②左記①およびリコールの実施が次のa.～c.のいずれかにより客観的に明らかになったこと。
 - a. 行政庁に対する届出
 - b. 新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによる社告は、b.に該当しません。)
 - c. 行政庁による回収命令

③リコール実施の通知を、保険期間中にすみやかに引受保険会社にご連絡いただくこと。

第三者からリコール費用を求償された場合

第三者(注)が被保険者の食品を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償金を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注)第三者とは、次のような方をいいます。
・被保険者が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカー

・被保険者からOEM供給を受けた食品・製品販売業者等
ただし、第三者によるリコールが「自生協がリコールの実施主体となる場合」に記載する①～③のすべての条件を満たしている場合に限りま。

保険金請求時のご注意点

所定の用紙による保険会社への通知前に実施したリコールに関する費用は保険金が支払われません。リコール実施の可能性が生じた場合は、保険会社に必ず事前に通知を行うよう、各事業所への連絡を徹底ください。

保険金のお支払いに必要な通知の内容

リコール実施の決定後(注)、次の事項をすみやかに引受保険会社に書面により通知いただきます。ご通知が遅れた場合、保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。

1. 回収決定日
2. リコールの開始予定日
3. リコールの方法
4. リコール対象生産物の種類・型式等
5. リコール対象生産物の製造・販売等の数量
6. その他引受保険会社が必要と認める事項

(注)第三者からリコール費用を求償された場合は、「リコール実施決定を知った後」とします。

お支払いする保険金の種類

次の①～⑮のリコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- a. リコールの実施に必要なかつ有益な費用であること。
- b. リコールの実施を目的とする費用であること。
- c. 約定支払限度期間中に負担する費用であること。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書作成費・封筒代を含みます。) ③コールセンター設置費用またはコールセンター業務委託費用 ④リコール対象生産物か否か、またはかしの有無について確認するための費用 ⑤リコール対象生産物の修理費用 ⑥代替品の製造原価または仕入原価 ⑦リコール対象生産物と引換えに返還する代金(利益を控除した後の金額とします。) | <ul style="list-style-type: none"> ⑧リコール対象生産物または代替品の輸送費用 ⑨回収したリコール対象生産物を一時的に保管するために臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用 ⑩リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑪リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑫回収したリコール対象生産物の廃棄費用 ⑬信頼回復広告費用 ⑭在庫品廃棄費用 ⑮コンサルティング費用(第三者から求償されたものを除きます。) |
|--|---|

保険金のお支払い方法

1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額)に対して、次の式に従って保険金をお支払いします(注)。ただし、加入したコースの支払限度額が限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合}$$

(注):在庫品廃棄費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれをこの保険契約の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、弊社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

- ①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額
- ②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

②フードリコール補償

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ①リコールの原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合(知ったと合理的に推定される場合を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
- ③ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ④生産物の自然の消耗・磨滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色その他類似の事由
- ⑤保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ

- ⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
 - ⑨牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
 - ⑩次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
ア. ご契約者または被保険者
イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
 - ⑪生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)
・虚偽の表示
 - ⑫被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任
 - ⑬初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール
- 等

保険料(年間)

業種、食品補償事業高、加入コース、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入者ごとに異なります。
1加入者ごとの最低保険料は30,000円とします。

オプション

●利益担保特約

リコール実施を直接の原因とする日本国内における営業休止・阻害により支払期間中(注1)に被保険者に生じた喪失利益(経常費、リコールの実施がなければ計上することができた営業利益)および収益減少防止費用(注2)に対して保険金をお支払いします。
喪失利益および収益減少防止費用の額はそれぞれ次の計算式により算出しますが、基本部分の損害額を合わせて支払限度額・免責金額・縮小支払割合が適用されます。支払限度額・免責金額・縮小支払割合は、基本部分と共有となります。

[計算式]
 ・喪失利益=収益減少額×利益率-支払を免れた経費
 ・収益減少防止費用=実際に支出した収益減少防止費用

本特約の割増保険料は主契約の20%です。

- (注1)支払期間とは、リコール決定の通知が行われた日に始まり、リコール実施の営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または6ヶ月間を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注2)収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物(生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。)の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
継続契約	弊社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
初年度契約	弊社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
約定支払限度期間	リコール実施の決定の通知を弊社に行った日(第三者から求償されたリコール費用に対して保険金をお支払いする場合は、回収決定日)以後負担するリコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、1年間とします。
信頼回復広告費用	リコールの実施によって失われた信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品廃棄費用	在庫品(リコールの対象となる生産物と同種の財物であって被保険者または被保険者以外でリコールを実施する者の占有を離れていないものをいいます。)に関する次の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ●在庫品を廃棄するための費用 ●在庫品の製造原価・仕入原価
コンサルティング費用	対人・対物事故に関する事実確認・調査を行うため、または回収方法・広告宣伝活動の方法を策定するために実施されたコンサルティングの対価としての費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て被保険者が負担するものに限り、
異物混入	生産物(食品・医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

③情報漏えい補償

適用約款

- 賠償責任保険普通保険約款
- +個人情報漏えい特別約款
- +個人情報漏えい対応費用担保特約条項
- +法人情報漏えい担保特約条項
- +e-リスク担保特約条項(個人情報漏えい保険用)
- +クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

- 個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、保険期間中に日本国内外において被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払い)や、各種費用損害に対して保険金をお支払いします。



●情報漏えいが発覚し、見舞金を支払った

加入コース

補償項目		支払限度額					
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
賠償責任部分(*1)	1請求・保険期間中	3,000万円	5,000万円	1億円	3億円	3億円	5億円
個人情報漏えい対応費用部分	1事故・保険期間中	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
	見舞金・見舞品購入費用	被害者1名につき500円(個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)					
	コンサルティング費用	1事故500万円(個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)					
法人情報漏えい担保特約条項	賠償損害	賠償責任部分と同額または1億円のいずれか低い額(共有)					
	費用損害	個人情報漏えい対応費用部分と同額(共有)					
e-リスク担保特約条項	1請求・保険期間中	賠償責任部分と同額(共有)					
クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項	1請求・保険期間中						

(*1) 個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「個人情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます(「個人情報漏えい対応費用部分」の支払限度額の内枠となります。)

記名被保険者(ご加入者)

日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会の皆様(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(※)も加入することが可能です。)

上記以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

(※) 加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

被保険者

- 記名被保険者
- 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

賠償責任部分

〈個人情報漏えい特別約款〉保険金をお支払いする損害

- ① 法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。
- ② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用
- ③ 保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用
- ④ 賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 保険会社の要請に伴う協力費用

- 漏えいまたはそのおそれ起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内外においてなされた場合に、保険金をお支払いします。
- 保険金のお支払方法は次のとおりです。
上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

個人情報漏えい対応費用部分

〈個人情報漏えい対応費用担保特約条項〉保険金をお支払いする損害

- ① 謝罪広告・会見費用
- ② お詫び状作成・送付費用
- ③ 見舞金・見舞品購入費用
- ④ コンサルティング費用
- ⑤ コールセンター委託費用
- ⑥ 弁護士への相談費用

※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費・宿泊費、通信費等もお支払いの対象となります。

※④コンサルティング費用および⑥弁護士への相談費用は保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限りです。また、⑥弁護士への相談費用については、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。

※事故対応期間(契約者、被保険者または保険会社が最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用に限りです。

- 保険期間中に個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、その事実が公的機関への報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。
- 保険金のお支払方法は次のとおりです。
損害額の合計額について、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

本保険で対象とする「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。(記名被保険者の使用人に関する情報も含まれます。)

ア.その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)

イ.個人識別符号(*)が含まれるもの。

(*)個人識別符号とは、次のものをいいます。
ア.マイナンバー イ.運転免許証番号 ウ.旅券番号 エ.基礎年金番号 オ.保険証番号 カ.アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

自動付帯の特約条項

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

法人情報漏えい担保特約条項

保険の対象となる情報を個人情報に限定せず、法人情報(実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報)の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が負担した次の損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償責任)
- ② 事故原因調査費用や見舞品購入費用など、被保険者が事故対応のために負担した費用損害(費用損害)

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- 賠償責任について、次の事由等に起因する損害
 - ① 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
 - ② 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたることとなされた請求
 - ③ 個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由
- 費用損害について、次の事由等に起因する損害
 - ① 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたることとなされた請求により生じた費用
 - ② 個人情報漏えい保険の個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象とならない事由

保険金をお支払いする要件やお支払いする保険金の種類その他の詳細については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

③情報漏えい補償

●クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

基本契約(賠償責任部分)にて保険金のお支払い対象外としている「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」について補償する特約です。

●e-リスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した事故(他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害(個人情報漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。))について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。(争訟費用・緊急措置費用・損害防止軽減費用・協力費用を除き賠償責任部分の支払限度額の内枠で補償します。)

- ①コンピュータ・ウィルスの感染
- ②第三者による不正アクセス
- ③被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし

<保険金をお支払いできない主な場合>

- ①次の事由に起因する損害
 - (a) 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
 - (b) 電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の動きをするもの)
 - (c) ソフトウェア開発またはプログラム作成
 - (d) 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
 - (e) 対象業務の履行不能または履行遅滞
 - (f) 対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修補、交換、やり直し等の措置
 - (g) 被保険者の支払不能または破産
 - (h) 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合
 - (i) 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合
 - (j) 個人情報漏えい保険の賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由
- ②次の賠償責任に起因する損害
 - (a) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
 - (b) 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

等

オプション

●求償権不行使特約条項

情報漏えいの原因が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、被保険者に保険金をお支払いした後に保険会社に移転する委託先事業者への求償権を不行使とする特約です。(本特約条項の付帯にあたっては加入依頼書への求償権不行使の明記が必要です。また加入者が①個人情報の委託先選定基準を定めていること ②個人情報の委託先との契約において個人情報の秘密保持義務等を規定していること が必要です。) 本特約の付帯に伴う割増保険料は20%です。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金のお支払い対象となりません。
※詳細は保険約款をご確認ください

<賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通>

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ④ 保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ⑤ 他人の身体の障害
- ⑥ 他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ⑦ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求等

<賠償責任部分>

- ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ② 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ③ 株価または売上高の変動

等

年間保険料

保険料算出にあたっては、**2月2日(金)**までに代理店まで以下の資料のご提出をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

●最近の会計年度の総事業高がわかる資料

なお、ご申告いただいた総事業高がご加入時に把握可能な最近の会計年度の総事業高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

【生産物賠償責任(PL)補償】

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【食中毒休業補償】

事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故の状況、所轄保健所長への届出の日時または保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離

その他の措置の実施日時、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

【フードリコール補償】

リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故またはそのおそれが発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

【情報漏えい補償】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合

ご契約者(加入者)と被保険者が異なる場合は、ご契約者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆保険金請求の際のご注意

【生産物賠償責任(PL)補償、情報漏えい補償】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)*について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【フードリコール補償】

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)*は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済した金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます。(保険法第22条第2項)

このため、引受保険会社が法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約(ご加入)の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約(ご加入)時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を取り消すことができます。
- (2) ご契約(ご加入)時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約(ご加入)は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約(ご加入)を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

◆ご契約の際のご注意

【告知義務】

申込書・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約(ご加入)に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約(ご加入)時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

【通知義務】

【生産物賠償責任(PL)補償・情報漏えい補償】
ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【フードリコール補償】

ご契約(ご加入)後に申込書・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

【共通】

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

【補償の重複に関するご注意】

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

ご加入にあたって

本制度に加入できる方

- ①生産物賠償責任(PL)補償:日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社(※)も加入することが可能です。)
- ②フードリコール補償:日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会
- ③情報漏えい補償:日本生活協同組合連合会の会員生協及び会員事業連合会。(会員生協、会員事業連合会が加入した場合には当該加入者の子会社・関連会社(※)も加入することが可能です。)

(※)加入可能な子会社・関連会社の定義については取扱代理店までお問い合わせください。

加入手続方法

見積依頼書

見積依頼書に必要事項をご記入、直近の決算期の損益計算書のコピー、フードリコール補償については「リコール保険 ご質問書兼告知事項申告書」、「食品事業高のわかる商品分類別供給高」等のコピーを添えて締切日(2月2日)までに(株)アイアンドアイサービスまでご提出ください。

加入依頼書

加入依頼書に必要事項をご記入かつご捺印の上、(株)アイアンドアイサービスまで締切日(2月23日)までにご提出ください。

保険料の支払方法

ご提出いただいた加入依頼書の内容を確認した後、(株)アイアンドアイサービスより保険料請求書をお送りしますので、指定口座に3月20日(火)までにお振込みください。

加入者証の送付時期

5月中旬を予定しております。

中途加入の取扱い

中途加入も随時受け付けます。お申込み(保険料のお振込み)をいただいた翌日の16時から補償開始となります。

見積依頼書締切日

2018年2月2日(金)

加入依頼書締切日

2018年2月23日(金)

保険料振込締切日

2018年3月20日(火)

補償期間(保険期間)

**2018年4月1日16時～
2019年4月1日16時まで**

中途加入については、中途加入日の16時から2019年4月1日16時までが補償期間(保険期間)となります。

- このご案内は、生産物賠償責任保険、リコール保険、個人情報漏えい保険、それらに付帯する特約の概要をご紹介します。すべての事項を記載しているものではありません。
- 保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、保険のくわしい内容は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、詳細は契約者である日本生活協同組合連合会の代表者の方にお渡ししてあります保険約款をご覧ください。
- 生産物賠償責任保険、リコール保険、個人情報漏えい保険は日本生活協同組合連合会を保険契約者とし日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合会を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本生活協同組合連合会が有します。

お問い合わせ先

取扱幹事代理店

株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

TEL: **03-6836-1330** FAX: **03-6836-1333**

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)

(担当)広域法人部 団体・協同組織室

TEL: **03-3515-4151** FAX: **03-3515-4152**

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

共栄火災海上保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社